

福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○福岡市建築基準法施行条例（平成 19 年福岡市条例第 29 号）

旧	新	備 考
<p>第 1 条～第35条 （略） （仮設興行場等に対する制限の緩和） 第36条 法第85条第 5 項前段又は第 6 項前段の規定による許可を受けた仮設興行場等及び法第87条の 3 第 5 項前段又は第 6 項前段の規定による許可を受けた建築物については、第 3 章から前章までの規定は、適用しない。 第37条～第39条 （略） 以下略</p>	<p>第 1 条～第35条 （略） （仮設興行場等に対する制限の緩和） 第36条 法第85条第 6 項前段又は第 7 項前段の規定による許可を受けた仮設興行場等及び法第87条の 3 第 6 項前段又は第 7 項前段の規定による許可を受けた建築物については、第 3 章から前章までの規定は、適用しない。 第37条～第39条 （略） 以下略</p>	<p>建築基準法改正（令和 4 年 5 月 31 日施行）に伴う項ずれの整理</p>